

公営住宅の入居者を募集します

定住促進課

受付期間	平成30年6月1日(金)～平成30年6月14日(木)
受付場所	定住促進課住まい室
募集戸数	公営住宅10戸、特定公共賃貸住宅(単身者用)1戸
お申し込みに必要なもの	1.入居申込書 2.住宅等状況申告書 3.所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など) 4.地方税の滞納が無い事を証明する書類(平成29年1月1日現在町内に住所があった方は同意書で可) 5.世帯全員分の住民票(町外の方のみ)※本籍地の表示は不要 6.その他必要と認める書類 7.印鑑 ※3・4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。 ※下線のついている書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。

●公営住宅

※室内・室外でペット飼育は認められません。

	募集团地	住 所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
①	清流東団地 A2	西町1丁目19番	・1戸 ・1階3LDK(66.6㎡) ・20,300円～30,300円	・1986(昭和61年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(煙突)、照明設備は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	清流東団地 A3	西町1丁目19番	・1戸 ・1階3LDK(66.6㎡) ・20,600円～30,700円	・1987(昭和62年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	
③	西8号団地 A1	西町8丁目4番	・1戸 ・3LDK(67.6㎡) ・19,100円～28,400円	・1985(昭和60年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	
④	西8号団地 A3	西町8丁目4番	・1戸 ・3階3LDK(71.3㎡) ・20,000円～29,800円	・1988(昭和63年) ・耐火構造3階建て ・物置、駐車場1台	
⑤	北団地 A3	北町3丁目11番	・1戸 ・2階3LDK(70.1㎡) ・22,400円～33,300円	・1992(平成4年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF)、は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑥	北団地 A4	北町3丁目11番	・1戸 ・2階3LDK(70.1㎡) ・22,700円～33,800円	・1993(平成5年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	
⑦	北団地 A6	北町3丁目11番	・1戸 ・2階3LDK(76.6㎡) ・25,400円～37,900円	・1993(平成5年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	
⑧	清流中央団地 A1	西町3丁目8番	・1戸 ・2階2LDK(68.3㎡) ・21,900円～32,800円	・2001(平成13年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑨	清流中央団地 A2	西町3丁目8番	・1戸 ・1階3LDK(79.9㎡) ・25,800円～38,400円	・2002(平成14年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	
⑩	西団地 A3	北町2丁目7番	・1戸 ・2階2LDK(67.2㎡) ・21,900円～32,700円	・2005(平成17年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	
入居資格	<p>町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方</p> <p>1. 同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方、又は60歳以上の方</p> <p>2. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下</p> <p>※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から3級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合 <p>※上記の外にも要件がありますので、お問い合わせ下さい。</p>				

●特定公共賃貸住宅

※室内・室外でペット飼育は認められません。

	募集团地	場 所	間取り・戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
①	アヴニールⅡ (単身者)	西町1丁目9番	・1戸(1階) ・1LDK(38.1㎡) ・30,300円～ 62,400円	・1999(平成11年) ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台	・オール電化 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気 代が別途かかります。
入居資格	町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方 1. 収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方 ※詳細はお問合せください				

注意事項 入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。

選考方法 入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。

入居期限 6月末 ※期限迄に入居することが要件となっています。

敷金 家賃の3カ月分

連帯保証人 入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。

お問い合わせ 定住促進課住まい室 ☎82-2111(内線115、116)